

災害時における県施設の給油体制の確保について

令和5年度より、広島県北部建設事務所が、畠敷内水対策として、三次市畠敷町岩屋寺谷川河口部に排水ポンプを所有し、豪雨災害の発生に備えているところですが、災害時に備え、24時間体制で軽油燃料（タンク容量は8,000リットル）を補充できる体制を整えておく必要があります。

については、令和6年度のガソリン・軽油給油契約（広島県北部総務事務所長が締結するものに限る。）より、災害発生時の協力を要請できる旨の条項を加えています（第18条）。具体的には、当方から契約締結業者に対し、営業時間外に上記排水ポンプへの軽油燃料の発注及び給油が可能となるよう、当方から本件契約締結業者に対し、緊急連絡先の提供を依頼するものですので、入札の際にはこの点に御留意ください。

なお、上記の契約については、本件入札に係る契約とは別途締結するものとします。

契約書案より抜粋

（災害発生時の協力）

第18条 甲は、災害が発生したときにおいて、甲が有する施設への給油に関する協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、可能な限り要請に応じることとし、あらかじめ甲に対して、乙の営業時間外における連絡先を通知することとする。

3 第1項の給油については、別途契約を締結するものとする。